

Topic 本市独自のルールづくりを進めています

現在運用している福島県屋外広告物条例は、県内全域を対象とする制度であることから、本市の景観計画と整合しない部分が存在しています。このため、市では、白河の魅力をより高めるため、本市の実情にあった屋外広告物のルールづくりを進めています。

歴史と文化にはぐくまれた白河の良好な景観を後世に継承するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

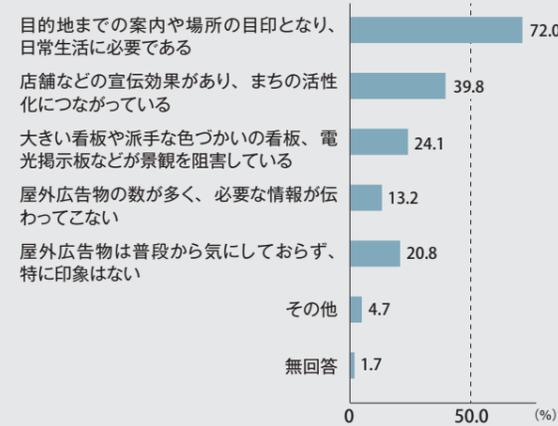


■屋外広告物に関するアンケート調査を実施しました

本市独自のルールづくりを進めるうえで参考とするため、屋外広告物に関するアンケート調査を実施しました。その結果の一部をお知らせします。

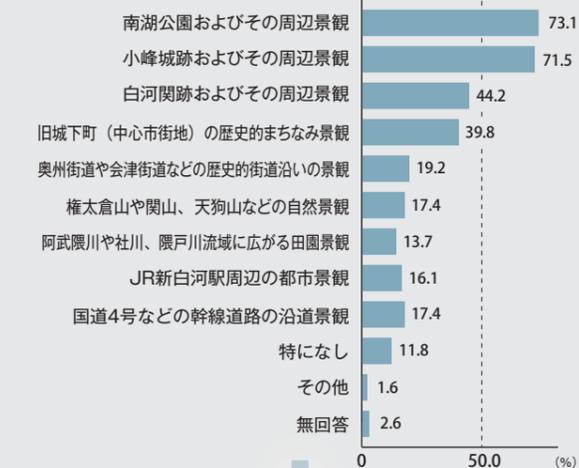
- 回答期間 平成25年10月25日～11月15日
- 調査対象 市内在住の満20歳以上の方から3,000人を無作為抽出
- 回収率 36.8% (有効回収数1,103)

問. あなたは、屋外広告物に対してどのような印象をお持ちですか。(複数回答)



7割以上の方が「目的地までの案内や場所の目印となり、日常生活に必要である」と回答、次いで、約4割の方が「店舗などの宣伝効果があり、まちの活性化につながっている」と回答し、屋外広告物が日常生活の利便性の向上やまちの活性化に効果があるという印象を持たれている方が多いことが分かります。

問. あなたは白河らしい良好な景観を守りはぐくむため、屋外広告物の表示または設置を規制すべき景観はどこだと思いますか。(複数回答)



7割以上の方が「南湖公園およびその周辺景観」、「小峰城跡およびその周辺景観」と回答、また、約4割の方が「白河関跡およびその周辺景観」、「旧城下町(中心市街地)の歴史的まちなみ景観」と回答し、屋外広告物の表示または設置を規制すべき景観として、白河固有の歴史と文化が集積する地区が挙げられています。



屋外広告物のルール



屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を提供する重要な情報源であるとともに、まちににぎわいや活力をもたらす役割も果たしています。その反面、無秩序に設置されると、情報が的確に伝わらなかったり、まちの景観を損ねたりすることにもなりかねません。

今月号では、白河の良好な景観を守るため、屋外広告物のルールなどをお知らせします。

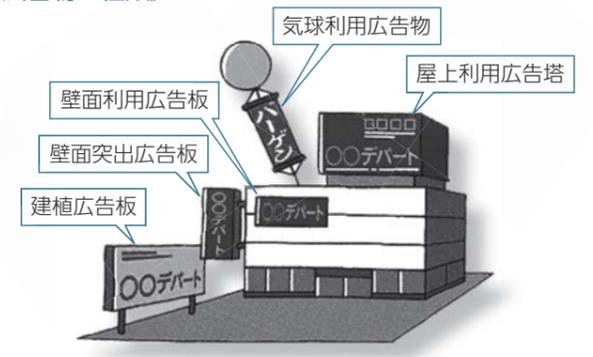
◎本庁舎まちづくり推進課 ☎1111 内2747

■屋外広告物とは？

屋外広告物は、「常時または一定の期間、継続して、屋外で公衆に表示されるもの」を指し、建物の屋上や壁面などに設置されるもの、野立広告、アドバルーンなど様々な種類があります。

商業広告だけでなく、営利を目的としないものも該当します。

《屋外広告物の種類》



■どのようなルールがあるの？

良好な景観の形成や公衆に対する危害防止の観点から、県では、「屋外広告物法」に基づき「福島県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示または設置に関するルールを定めています。

条例では、屋外広告物を表示してはいけない地域(禁止地域)や物件(禁止物件)を定めているほか、表示しても良い地域(許可地域)にも、面積や高さ、色彩などの基準を設けています。

なお、屋外広告物を表示または設置するときは、事前に許可が必要となります。

お願い

適正な維持管理をお願いします

屋外広告物が適正に管理されていないと、落下や倒壊あるいは道路通行上の支障となり、歩行者などに危害を及ぼす恐れがあります。

屋外広告物を設置されている方は、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理をお願いします。

なお、許可を受けて設置したものを除却した場合は、除却届の提出が必要となります。